

東京大学学術俯瞰講義

2007年度夏学期「社会から見たサステナビリティー平和・開発・人権」第10回

「国際人権保障の諸相」

国際人権保障の諸相

岩沢 雄司

東京大学法学部

国連自由権規約人権委員

「:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。引用情報のない図版は、著作権フリーなもの、あるいは講演者の有する著作物の中から引用されたものです。」



国連による人権保障

1 人権条約に基づく制度

- 国家報告制度
- 個人通報制度

2 国連憲章に基づく制度

- 人権の促進 (promotion)
- 人権の保護 (protection)

憲章に基づく人権機関

- 総会
- 経済社会理事会
- 国連人権委員会→人権理事会
- 人権小委員会→改組
- 人権高等弁務官事務所

人権の促進

1. 基準設定 (standard-setting)
2. 広報・啓蒙
3. 研究
4. 諮問サービス (advisory service)

人権の保護

- 国連人権委員会は当初は消極的
- 人権委員会は「人権に関するいかなる申立についていかなる措置をとる権限もない」(1947年)
- 1967年に人権の促進から保護の時代に入る

人権の保護

1 公開審議

- 国別手続
- テーマ別手続

2 個人通報手続

1 公開審議

- 経社理決議1235(1967)
 - 「すべての国の人権侵害」を毎年審議
 - 公開
 - NGOも発言可能
 - 人権侵害を世界に訴える場
 - 「継続的な形態の重大な人権侵害」には非難や勧告
 - 南アフリカとイスラエル以外の国も対象に

特別手続

- 1 国別手続
- 2 テーマ別手続

(1) 国別手続

- 事実審査委員会や特別報告者
- その国の人権状況について研究を行い報告
 - チリ(1975)、エルサルバドル(1981)、ボリビア(1981)、グアテマラ(1982)など
- 現在12の国
 - カンボジア、北朝鮮、ミャンマー、スーダンなど

(2) テーマ別手続

- 特別報告者や作業部会
- 調査(現地調査含む)を行い報告
 - 強制失踪(1980)、大量流出(1981)、略式処刑(1982)、拷問(1985)
- 現在28のテーマ
 - 先住民族、女性に対する暴力、テロリズムなど

2 個人通報手続

- 経社理決議1503(1967)
 - 「継続的な形態の重大な人権侵害を示す事態」
 - 非公開
 - すべての国が対象
 - 社会権も含む
 - 誰でも通報できる
 - 「事態」が対象

人権理事会の設置

- 理事会の地位
- 理事国数
- 選出方法
- 人権侵害国の排除
- 会期

人権理事会選挙 (国連総会、2006年5月)



Source: <http://www.un.org/av/photo/detail/0117897>



人権理事会選挙結果

アジア(13カ国)

- 1 インド(173票)
 - 2 インドネシア(165票)
 - 3 バングラデシュ(160票)
 - 4 日本(158票)
 - 4 マレーシア(158票)
- パキスタン(149票) 韓国(148票) 中国(146票) ヨルダン(137票) フィリピン(136票) バーレーン(134票) サウジアラビア(126票) スリランカ(123票)

人権理事会選挙結果

- **アフリカ(13)** ガーナ ザンビア セネガル
南アフリカ モーリシャス モロッコ マリ ガボ
ン ジブチ カメルーン チュニジア ナイジェリ
ア アルジェリア
- **ラ米(8)** ブラジル アルゼンチン メキシコ
ペルー グアテマラ ウルグアイ キューバ エ
クアドル
- **東欧(6)** ロシア ポーランド チェコ ウクラ
イナ アゼルバイジャン ルーマニア
- **西欧(7)** ドイツ(154) フランス 英国 スイ
ス オランダ フィンランド カナダ

人権理事会

(ジュネーブ、2006年7月)



Source: <http://www.un.org/av/photo/detail/0121579> †

人権理事会の注目点

- 特定国の人権状況を非難する慣行
- 普遍的定期的審査
- 人権小委員会
- 特別手続と個人通報手続

人権侵害の国際犯罪化

- 人権の新たな国際実施措置
- ニュルンベルグ裁判・東京裁判
 - 戦争犯罪、人道に対する罪
- 旧ユーゴ国際裁判所(1993)
 - 戦争犯罪、集団殺害、人道に対する罪

国際刑事裁判所設立国連会議 (ローマ、1998年7月)



Source: <http://www.un.org/icc/index.htm> (<http://www.un.org/icc/photos/156b18s.jpg>)

国際刑事裁判所

- 1998年に規程採択
- 2002年に発効
- ハーグ(オランダ)に設置
- 18人の裁判官
- 二審制

対象犯罪

- 集団殺害（ジェノサイド）
- 人道に対する罪
 - 拷問、強制失踪など
- 戦争犯罪

補完性の原則

- 国内裁判所が処罰するのが原則
- 国内で刑事司法が機能しないときに、国際刑事裁判所が処罰する

関係国の同意が必要

- 「行為地国」か「被疑者の国籍国」のいずれかの同意があればよい
- アメリカは加入を拒否
- アメリカ兵が訴追される可能性

付託方式

1 締約国による付託

- ウガンダ、コンゴ民主共和国、中央アフリカ

2 安全保障理事会による付託

- スーダン(ダルフル地方)

3 検察官による職権捜査

安全保障理事会(ダルフール問題) (2005年3月)



Source: <http://www.un.org/av/photo/detail/0069691>



日本の加入 国際刑事裁判所

- 2007年に日本も加入予定
- 最大拠出国
- 人的貢献の必要性

地域的人権保障

- ヨーロッパ人権条約
- 米州人権条約
- アフリカ人権憲章

- アジアはなし

ヨーロッパ人権裁判所 (ストラスブルグ)



Source: <http://www.echr.coe.int/ECHR/EN/Header/Visitors/Information+for+visiting+groups/How+to+request+a+visit/>



ヨーロッパ人権条約

- ヨーロッパ人権裁判所（常設裁判所）
- 個人申立
- 口頭審査も行う
- 年数万件の申立→ほとんど不許容
- 発展的解釈
- 判例は自由権規約の解釈の参考に

東京大学学術俯瞰講義

2007年度夏学期「社会から見たサステナビリティー平和・開発・人権」第10回

「国際人権保障の諸相」

終